

別表(第9条関係)

公文書の種類		開示の方法	金額	徴収時期
文書、図画及び写真		閲覧	一枚につき十円(一件名につき百円を限度とする。)	閲覧のとき。
		写しの交付(単色刷り)	一枚につき十円(一件名につき百円を限度とする。)に写し一枚につき二十円を加えて得た金額	写しの交付のとき。
		写しの交付(多色刷り)	一枚につき十円(一件名につき百円を限度とする。)に写し一枚につき百円を加えて得た金額	写しの交付のとき。
フィルム	フィルム(映画フィルム及びスライドを除く。)	視聴	一コマ一回につき十円(一件名につき百円を限度とする。)	視聴のとき。
		マイクロフィルム	写しの交付(印刷物として出力したものの交付)	印刷物一枚につき十円(一件名につき百円を限度とする。)に印刷物として出力したものの一枚につき二十円を加えて得た金額
	映画フィルム	視聴	一巻一回につき四百円	視聴のとき。
	スライド	視聴	一コマ一回につき十円(一件名につき三百円を限度とする。)	視聴のとき。
	電磁的記録	ビデオテープ	視聴	一巻一回につき三百円
写しの交付			一件名につき三百円にビデオテープ(VHS規格・百二十分)一巻につき二百九十円を加えて得た金額	写しの交付のとき。
録音テープ		視聴	一巻一回につき三百円	視聴のとき。
		写しの交付	一件名につき三百円にカセットテープ(ノーマルタイプ・百二十分)一巻につき二百六十円を加えて得た金額	写しの交付のとき。
フロッピーディスク		視聴(ディスプレイに出力したものの視聴)	一件名につき百円(フロッピーディスク一枚につき三百円を限度とする。)	視聴のとき。
		閲覧(印刷物として出力したものの閲覧)	印刷物一枚につき十円(一件名につき百円を限度とする。)	閲覧のとき。
		写しの交付(フロッピーディスクに複写したものの交付)	一件名につき百円(フロッピーディスク一枚につき三百円を限度とする。)にフロッピーディスク一枚につき百円を加えて得た金額	写しの交付のとき。
		写しの交付(印刷物として出力したものの交付)	印刷物一枚につき十円(一件名につき百円を限度とする。)に印刷物として出力したものの一枚につき二十円を加えて得た金額	写しの交付のとき。
その他の電磁的記録		閲覧(印刷物として出力したものの閲覧)	印刷物一枚につき十円(一件名につき百円を限度とする。)	閲覧のとき。

	写しの交付(印刷物として出力したものの交付)	印刷物一枚につき十円(一件名につき百円を限度とする。)に印刷物として出力したものの一枚につき二十円を加えて得た金額	写しの交付のとき。
--	------------------------	---	-----------

備考

- 一 一件名とは、事案決定手続等を一にするものをいう。条例第八条の規定による公文書の一部開示の場合においても、同様とする。
- 二 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧又は視聴に係る公文書の写し(マイクロフィルム及び電磁的記録にあっては、印刷物として出力したもの又はフロッピーディスクに複写したもの)を交付する場合には、当該閲覧又は視聴及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の開示手数料によるものとする。ただし、フロッピーディスクに記録された情報のディスプレイによる視聴に引き続き、当該情報を印刷物に出力したものを交付する場合には、一件名百円(フロッピーディスク一枚につき三百円を限度とする。)に印刷物一枚につき二十円を加えて得た金額を徴収する。また、フロッピーディスクに記録された情報を印刷物として出力したものの閲覧に引き続き、当該情報をフロッピーディスクに複写したものを交付する場合には、印刷物一枚につき十円(一件名につき百円を限度とする。)にフロッピーディスク一枚につき百円を加えて得た金額を徴収する。
- 三 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を一枚として算定する。
- 四 公文書の写し(マイクロフィルム及び電磁的記録の場合においては、印刷物として出力したもの)を交付する場合は、原則として日本工業規格A列三番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列三番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 五 フィルム(マイクロフィルムを除く。)の写しを交付する場合並びに電磁的記録の視聴及び写しの交付においてこの表に掲げる開示の方法及び金額によりがたい場合には、実費の範囲内において、かつ東京都規則で定めるところを参酌して産技研が別途定める開示手数料を徴収する。